



「食品等の年末一斉取締り」を行います

年末は、多種類の食品が短期間に大量流通するほか、ノロウイルスによる食中毒も発生しやすい季節です。

このため、スーパーマーケット、旅館等の食品を取り扱う施設を対象に、県下一斉に保健福祉事務所(保健所)職員が立入検査を行い、適切な衛生管理がなされているか点検を行います。

また、流通食品の安全性を確保するため、店頭から食品の抜き取り検査を実施します。

1 実施期間

令和5年12月1日(金)から12月28日(木)まで

2 実施機関

県内10保健福祉事務所(保健所)

3 実施内容

(1) 施設に対する立入検査

ア 主な対象施設

スーパーマーケット、旅館、仕出し屋、弁当屋、給食施設等

イ 立入検査内容

食品の衛生的な取扱い方法、食品の適正表示(期限表示等)の確認等

(2) 食品の抜き取り検査

ア 対象食品

食肉製品、魚介類加工品、牛乳、野菜・果実等

イ 検査項目

微生物(大腸菌群、一般細菌等)

食品添加物(保存料、着色料、発色剤等)

残留農薬等

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係、乳肉・動物衛生係

担当 松本、及川、河原、水澤

電話 026-235-7155(直通)

026-232-0111(内線2661、2656)

ファクシミリ 026-232-7288

E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp

○ 参考資料

令和4年度（2022年度）の年末一斉取締りの実施結果

（1）立入検査結果

立入検査施設数	指導件数	指導件数の内訳
1,024施設	36件	・許可を要する営業施設：36件 ・許可を要さない営業施設：0件

（2）食品の抜取り検査結果

検体数	不適件数	不適内容
104件	0件	—

○ 問い合わせ先

保健福祉事務所（保健所）ごとの計画により実施しますので、各所（下記）まで、お問い合わせください。

保健福祉事務所名	電話番号
佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0267-63-3297
上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0268-25-7152
諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0266-57-2929
伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-76-6839
飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-53-0446
木曾保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0264-25-2235
松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0263-40-1942
大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0261-23-6528
長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課	026-225-9065
北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0269-62-3106